

議案第3号

北名古屋市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員の職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正に鑑み、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成18年北名古屋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の面前において」を「に」に、「宣誓書に署名し」を「宣誓書を提出し」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。